平成２３年（フ）第３１１６号
大阪府東大阪市角田１丁目５番41号　ルディシアコート401号室、前住所大阪市西区本田１丁目６番24号
債務者　田伏　順一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２８１号
奈良県香芝市関屋北７丁目21番15号
債務者　松岡　光徳
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内義之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４５号
札幌市南区南沢３条３丁目４番８号
債務者　中濱　　満
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　佳織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４号
茨城県桜川市岩瀬347番地１
債務者　根本　正行
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２４４号
茨城県水戸市堀町1129番地の30
債務者　小浜　嘉吉
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安　　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１３号
埼玉県東松山市幸町12番28号　サンシャインⅢ201号
債務者　世永　正人
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩佐　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１２４号
石川県白山市寄新保町18番地
債務者　亀川　治久
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　侭田　明佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２２号
埼玉県八潮市大字伊草276番地２
債務者　小谷田保男
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
埼玉県吉川市栄町884　平沼ハイツ103号、住民票上の住所青森県南津軽郡大鰐町大字唐牛字村井61番地２
債務者　外崎　寿子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡島　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
埼玉県春日部市梅田２丁目２番15号ヴィラ・コンプレールＢ305
債務者　津村　友香
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２７９号
相模原市南区南台３丁目12番19号　グレイスメゾン南台402号室
債務者　本田　詔子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　美樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８０号
相模原市南区南台３丁目12番19号　グレイスメゾン南台402号室
債務者　本田　一樹
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　美樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６号
長野市川中島町上氷鉋678番地５
債務者　北澤　六朗
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　寛文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係